

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十九条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B4*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日

から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 一年目及びその後の引下げは、5 (a) 及び (b) の規定に従って行う。

(ii) 最終の引下げは、二十年一月一日に行う。

(e) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の4欄に「B9*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

- (i) 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従って行う。
- (ii) 最終の引下げは、二千十五年一月一日に行う。
- (j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (k) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (l) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (m) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (n) 日本国の表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
- (o) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(n)に

規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

- 3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

- 4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の引下げ又は撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをいう。

- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

6 この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7 この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二部

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から10までの規定に定める条件は、マレーシアから輸入されるマレーシアの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十五条に規定する一般的な見直しに際し、第十条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 (a) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(i) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、四年目の終了後、第十九条3の規定に従つて、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。

(i) 毎年四月一日から同年九月三十日まで輸入される原産品については、十・〇パーセント

(ii) 毎年十月一日から翌年三月三十一日まで輸入される原産品については、二十・〇パーセント

3 関税率については、次の規定に従って引き下げる。

(i) この協定の効力発生の日から二十八・〇パーセント

(ii) 四年目の初日から二十六・〇パーセント

(iii) 六年目の初日から二十五・〇パーセント

両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従って、六年目の終了後の関税率について交渉する。

4 両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 両締約国は、四年目において、第十九条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項に

ついて交渉する。

6 関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から三・〇パーセント
- (ii) 三年目の初日から二・〇パーセント
- (iii) 六年目の初日から無税

7 関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から七・〇パーセント
- (ii) 三年目の初日から六・〇パーセント
- (iii) 五年目の初日から三・〇パーセント
- (iv) 八年目の初日から無税

8 関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十・〇パーセント
- (ii) 三年目の初日から七・〇パーセント

- 9
- (iii) 五年目の初日から三・〇パーセント
 - (iv) 八年目の初日から無税

9 関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・〇パーセント
- (ii) 六年目の初日から八・〇パーセント
- (iii) 十一年目の初日から四・〇パーセント
- (iv) 十六年目の初日から無税

10 関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・五パーセント
- (ii) 六年目の初日から十・〇パーセント
- (iii) 十一年目の初日から五・〇パーセント
- (iv) 十六年目の初日から無税

第二節 日本国の表

1	関税率表番号
2	品名
3	基準税率
4	区分
5	注釈
<p>第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇</p>	<p>動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粋種の繁殖用のもの 馬</p> <p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの</p> <p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの ろ馬、ら馬及びヒニー その他のもの 馬</p> <p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>
A	A X A A

○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）	A A
○一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）	A X X
○一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	A X X
○一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの	A
○一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの	X A
○一〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A
○一・〇三	豚（生きているものに限る。）	X A
○一〇二・九〇	水牛	A
○一〇二・一〇	その他のもの	A
○一・〇二	牛（生きているものに限る。）	A X A
○一〇二・一〇	純粋種の繁殖用のもの	A
○一〇二・九〇	その他のもの	A
	ろ馬、ら馬及びヒニー	A X A
	その他のもの 軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他のもの	A

第二類	肉及び食用のくず肉
○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）
○二・〇三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二〇三・一一	生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉
○二〇三・一二	いのししのもの その他のもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二〇三・一九	いのししのもの その他のもの その他のもの 冷凍したもの 枝肉及び半丸枝肉
○二〇三・二二	いのししのもの その他のもの 骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○二〇三・二九	その他のもの		
	いのししのもの		
	その他のもの		
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニ―の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニ―のもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
	舌		
	肝臓		
○二〇六・二一	その他のもの		
○二〇六・二二	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
○二〇六・二九	いのししのもの		
○二〇六・三〇	その他のもの		
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
	肝臓		
○二〇六・四一	いのししのもの		
	その他のもの		

X A X A X X X X A A X A X

〇二〇六・四九	
〇二〇六・八〇	
〇二〇六・九〇	
〇二・〇七	
〇二〇七・一一	
〇二〇七・一二	
〇二〇七・一三	
〇二〇七・一四	
〇二〇七・二四	
〇二〇七・二五	
〇二〇七・二六	
〇二〇七・二七	

その他のもの

いのししのもの

その他のもの

その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

その他のもの（冷凍したものに限る。）

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの

分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

七面鳥のもの

分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの

A	A	A	A	X	A	X	X	X		A	A	X	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---

○二〇七・三二	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
	あひるのもの	
	その他のもの	
○二〇七・三三	分割してないもの（冷凍したものに限り。）	
○二〇七・三四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
○二〇七・三五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	
	あひるのもの	
	その他のもの	
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限り。）	
○二一〇・八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）	
○二〇九・〇〇	家さんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）	
○二一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール	
	豚の肉	
○二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限り。）	
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの	
○二一〇・一九	その他のもの	
○二一〇・二〇	牛の肉	
		九・六%
		九・六%
		A B 7
		A A A B 7
		A A A
		X X X X
		A
		A A A
		B 7
		B 7

<p>○二二〇・九一 ○二二〇・九二 ○二二〇・九三 ○二二〇・九九</p>	<p>その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） 霊長類のもの 鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの 爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの その他のもの</p>	<p>四・二%</p>	<p>X A B A 5 5</p>
<p>第三類 ○三・〇一 ○三〇一・一〇 ○三〇一・九一 ○三〇一・九二</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 こい及び金魚 その他のもの その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚</p>	<p>三・五%</p>	<p>A B A 5 5</p>

〇三〇一・九三	その他のもの こい 養魚用の稚魚	X
〇三〇一・九九	その他のもの 養魚用の稚魚 その他のもの	A B 5
〇三・〇二	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの	R X
〇三〇二・一一	さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアポニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ	X
〇三〇二・一二		X
		1

○三〇二・四〇
○三〇二・五〇
○三〇二・六一
○三〇二・六二
○三〇二・六三
○三〇二・六四
○三〇二・六五
○三〇二・六六
○三〇二・六九

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。)

コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。)

その他の魚(肝臓、卵及びしらを除く。)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

サルディノプス属のもの

その他のもの

ハドック(メラノグランムス・アイグレフィヌス)

コールフィッシュ(ポルラクウス・ヴィレンス)

さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

さめ

うなぎ(アングイルラ属のもの)

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

					三・五%					
X					B 5	A	X			
					B 5					
					B 5					
									X	X

○三〇二・七〇	○三〇三・一一
○三〇三・一九	○三〇三・二二

その他のもの
 バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び
 たい
 その他のもの
 かじき
 ふぐ
 その他のもの
 肝臓、卵及びしらこ
 にしん（クルペア属のもの）の卵
 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵
 その他のもの

魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）
 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オン
 コルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンク
 ス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。
 肝臓、卵及びしらこを除く。）
 べにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）
 その他のもの
 その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）
 ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ

X	X	R	X	五・六% B 5	R	三・五% B 5	X	A
		1			1			

○三〇三・五〇
○三〇三・六〇
○三〇三・七一
○三〇三・七二
○三〇三・七三
○三〇三・七四
○三〇三・七五
○三〇三・七六
○三〇三・七七
○三〇三・七八

にしん（クルペア・ハレンジス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらを除く。）

コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらを除く。）

その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。）

いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

サルディノプス属のもの

その他のもの

ハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス）

コールフィッシュ（ボルラキウス・ヴィレンス）

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）

さめ

うなぎ（アングイルラ属のもの）

シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトウス）

ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

メルルシウス属のもの

ウロフュキス属のもの

三・五%		三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%
B	X	B	B	A	X	B	B	B	X	X
5		5	5			5	5	5		

○三〇三・七九	その他のもの にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属又はテラグラ属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの) その他のもの バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びししやも その他のもの かじき及びめろ(デイソステイクス属のもの) さわら その他のもの
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ にしん(クルペア属のもの)の卵 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵 その他のもの
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)
○三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの フィレ

				三・五%				
	R	X	B 5	B 5	R	X	A	X
	1				1			

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)

その他のもの

バラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びさめ

その他のもの

くろまぐろ(トウヌス・テイヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコ

A	X	R	X	X
---	---	---	---	---

1

〇三〇四・二〇

冷凍したファイル

イイ
その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
その他のもの

まぐろ(トウヌス属のもの)、かじき及びめろ(ディソステイクス属のもの)
その他のもの

〇三〇四・九〇

その他のもの

にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)
その他のもの

バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも

その他のもの

いとより(すり身のものに限る。)、くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)及

三・五%

A	X	B	X	X	R	X
		5				

1

○三・〇五	<p>魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p> <p>魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）</p> <p>さけ科のもの</p> <p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵</p> <p>こんぶかずのこ</p> <p>その他のもの</p> <p>魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）</p> <p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、</p>
○三〇五・一〇 ○三〇五・二〇	<p>びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）</p> <p>さわら</p> <p>その他のもの</p>
○三〇五・三〇	<p>魚の乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。）</p>

X	A	B 7	X	B 5	B 7	X	X	三・五%	R	X
---	---	-----	---	-----	-----	---	---	------	---	---

○三〇五・四一	<p>あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>くん製した魚(フィレを含む。)</p> <p>太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p> <p>にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</p> <p>その他のもの</p> <p>乾燥した魚(塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。)</p> <p>コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p> <p>その他のもの</p> <p>さけ科のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p>	一〇・五%	B X 7 7
○三〇五・四二			
○三〇五・四九			
○三〇五・五一			
○三〇五・五九			
ラビス属のもの)			

○三〇五・六一	○三〇五・六二	○三〇五・六三	○三〇五・六九	○三・〇六	○三〇六・一一	○三〇六・一二	○三〇六・一三	○三〇六・一四
---------	---------	---------	---------	-------	---------	---------	---------	---------

その他のもの

塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

その他のもの

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

冷凍したもの

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

ロブスター（ホマルス属のもの）

シュリンプ及びプローン

かに

たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びけがに（エリマクルス属のもの）
その他のもの

四%

B	R	A	A	A	X	X	X	X	R
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1

1

○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） えび その他のもの
○三〇六・二二	冷凍してないもの いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇六・二三	ロブスター（ホマルス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇六・二四	シュリンプ及びプローン 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの
○三〇六・二九	かに その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび

A	R	四% B 5	A	四% B 5	A	四% B 5	A	七% B 7	A
1									

○三〇七・三九	○三〇七・三一	○三〇七・二九	○三〇七・二二	○三〇七・一〇	○三・〇七
---------	---------	---------	---------	---------	-------

その他のもの
 その他のもの
 えび
 その他のもの
 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）
 物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）
 を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
 かき
 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの
 その他のもの
 スキヤロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）
 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
 その他のもの
 い貝（ミユティルス属又はペルナ属のもの）
 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
 その他のもの
 冷凍したもの

		一〇・五%		一〇%	四%	七%
R	R	X	X	B	B	B
7	7	7	7	7	5	7
1	1			1		

その他のもの	〇三〇七・四一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオテイウチス属のもの）	一〇%	B 7
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X	X
たこ（オクトプス属のもの）	〇三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）	R	
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	R	
その他のもの	〇三〇七・六〇	その他のもの	一〇%	B 7
かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	〇三〇七・九一	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	七%	B 7
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	一〇%	B 7
その他のもの	〇三〇七・九一	その他のもの	一〇%	B 7
その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	〇三〇七・九一	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇%	B 7
生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	〇三〇七・九一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	一〇%	B 7
水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	〇三〇七・九一	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）	一〇%	B 7
貝柱及びいか	〇三〇七・九一	貝柱及びいか	X	A
その他のもの	〇三〇七・九一	その他のもの	一〇%	B 7

〇三〇七・九九

はまぐり
その他のもの
赤貝（生きているものに限る。）
くらげ
その他のもの
あさり及びしじみ
その他のもの
軟体動物
その他のもの
その他のもの
冷凍したもの
貝柱及びいか
うに、くらげ及びなまこ
うに
その他のもの
はまぐり
その他のもの
あわび
あさり及びしじみ

七%		七%		七%		七%					
R	B 7	R	B 7	R	X	B 7	X	R	B 7	R	R
1		1		1				1		1	1

	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>貝柱及びいか</p> <p>うに、くらげ及びなまこ</p> <p>うに</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり（乾燥したものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>		
<p>第四類</p> <p>○四・〇一</p> <p>○四・〇二</p> <p>○四〇二・一〇</p> <p>○四〇二・二二</p>	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）</p> <p>砂糖その他の甘味料を加えてないもの</p>	<p>九%</p> <p>五・三%</p> <p>七%</p>	<p>X B 7</p> <p>X B 5</p> <p>X B 7 R</p> <p>X X</p> <p>1</p>

○四〇二・二九	その他のもの その他のもの	X
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの その他のもの その他のもの	X X R
○四〇二・九九	その他のもの 脂肪分が全重量の八%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの	X X R
○四・〇三	その他のもの バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。） ヨーグルト	X X R
○四〇三・一〇	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。） その他のもの	X R X
○四〇三・九〇	その他のもの	X
	1	1
	1	1

○四・〇四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド			
○四・〇六	チーズ及びカード			
○四・〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）			
	ふ化用のもの			
	その他のもの			
○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	卵黄			
○四・〇八・一一	乾燥したもの			
○四・〇八・一九	その他のもの			
		一八・八%	B	15
		二〇%（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従	B	15
			R	A
			R	X X
				1

第七類	第六類	第五類	○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇	○四〇八・九一 ○四〇八・九九
食用の野菜、根及び塊茎	装飾用の葉 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	その他のもの 乾燥したもの その他のもの
			率） 当該従量税 低いときは、 従量税率より つき五一円の キログラムに （その率が一	量税率） 二一・三％ 二一・三％
A	A	A	R	B 15
			1	B 15

〇七・〇一	〇七〇三・二〇
〇七〇二・〇〇	〇七〇三・九〇
〇七・〇三	
〇七〇三・一〇	

ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

たまねぎ及びシャロット

たまねぎ

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの

シャロット

にんにく

リーキその他のねぎ属のもの

ねぎ（アリウム・フィストロスム）

三%	三%	三%	一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従税率より高いときは、当該従税率）
B 5	B 5	A A	B 15

○七・〇四	その他のもの キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇五	レタス（ラクトウカ・サテイヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○七〇九・一〇	アーティチョーク
○七〇九・二〇	アスパラガス
○七〇九・三〇	なす
○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）
○七〇九・五九	トリフ
	その他のもの
	しいたけ

																	三%
X	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		5

○七〇九・六〇	その他のもの		
○七〇九・七〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実		
○七〇九・九〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		
○七〇九・九〇	その他のもの		
	スイートコーン		
	その他のもの		
○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）		
○七一〇・一〇	ばれいしよ		
	豆（さを除いてあるかないかを問わない。）		
○七一〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）		
○七一〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆		
○七一〇・二九	その他のもの		
	えだ豆		
	その他のもの		
○七一〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		
○七一〇・四〇	スイートコーン		
○七一〇・八〇	その他の野菜		
	ごぼう		
	その他のもの		
○七一〇・九〇	野菜を混合したもの		
		八・五%	B 7
		八・五%	B 7
		八・五%	B 7
		六%	A B 5
		三%	A B 5 A
		六%	B 5
		八・五%	B 7
		八・五%	B 7
		六%	B 5
		八・五%	B 7
		六%	B 5
		一二%	B 10
		六%	B 5
		一〇・六%	B 7

○七・一一	スイトコーンを主成分とするもの	一〇・六%	B 7
	その他のもの	六%	B 5
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）		
○七一一・二〇	オリーブ		A
○七一一・三〇	ケーパー	七・五%	B 7
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン	九%	B 7
	きのこ及びトリフ		
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 7
○七一一・五九	その他のもの		A
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）		
	なす	六%	B 15
	らっきょう及びわらび	六%	B 5
	その他のもの		
	ごぼう	一二%	B 10
	その他のもの		
	なす	九%	B 15
	その他のもの	九%	B 7

〇七・一二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）				
〇七二二・二〇	たまねぎ				九%
〇七二二・三二	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ				九%
〇七二二・三三	きくらげ（きくらげ属のもの）				B 7
〇七二二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）				A A
〇七二二・三九	その他のもの				A X
	しいたけ				
	その他のもの				
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの				
	スイートコーン				
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種 ^は 用に適するようになったもの				
	その他のもの				
	ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）				
	一キログラムにつき九円				
一〇%					
B 10					
B 5					
A					

○七・一三	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	その他のもの	たけのこ	七・五%	B7
○七二三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）	その他のもの	その他のもの	九%	B7
○七二三・二〇	その他のもの	その他のもの	その他のもの	A	A
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	その他のもの	その他のもの	A	A
○七二三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	ひよこ豆	ひよこ豆	A	A
○七二三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	X	X
○七二三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス）	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	A	A
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようになったもの	その他のもの	その他のもの	A	A

○七二三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	X	A	
○七二三・四〇 ○七二三・五〇	<p>ひら豆</p> <p>そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A	X	A
○七二三・三九	<p>その他のもの</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	A	X	A

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する
ようにしたもの

その他のもの

播種用^はのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに
より証明されたもの

その他のもの

〇七・一四

カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又
はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した
ものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わな
い。）並びにサゴやしの髓

〇七一四・一〇

カッサバ芋

冷凍したもの

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

その他のもの

粉又はミールのペレット

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

一一二
%

B
10

A

X A

A

X

A

<p>第八類</p> <p>○八・〇一</p> <p>○八・〇二</p> <p>○八〇二・一一</p>	<p>○七一四・二〇</p> <p>○七一四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限 るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。）</p> <p>アーモンド</p> <p>殻付きのもの</p>	<p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>かんしょ</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>さといも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>九 %</p> <p>一 〇 %</p> <p>一 二 %</p> <p>一 二 ・ 八 %</p> <p>一 二 %</p> <p>九 %</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 7</p> <p>B 15</p> <p>B 15</p> <p>B 7</p>
---	-------------------------------	--	---	----------	---

○八〇二・一二	殻を除いたもの
○八〇二・二二	ヘーゼルナット(コリユルス属のもの)
○八〇二・二二	殻付きのもの
○八〇二・二二	殻を除いたもの
○八〇二・三二	くるみ
○八〇二・三二	殻付きのもの
○八〇二・三二	殻を除いたもの
○八〇二・四〇	くり(カスターネア属のもの)
○八〇二・五〇	ピスタチオナット
○八〇二・九〇	その他のもの
	びんろう子、マカダミアナット及びペカン
	その他のもの
○八〇三・〇〇	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
	生鮮のもの
	乾燥したもの
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴ
	スチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
○八〇四・一〇	なつめやしの実
○八〇四・二〇	いちじく
○八〇四・三〇	パイナップル

						九・六%	一〇%	一〇%			
X	B	A	A	Q	B	A	A	B	B	A	A
	5				10			7	7		

○八〇四・四〇	アボカド		
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		
○八〇五・一〇	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B 15
	毎年一月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの	三二%	B 15
○八〇五・二〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルクینگその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七%	B 15
○八〇五・四〇	グレープフルーツ	一〇%	B 7
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・アウラントイフォリア及びキトルス・ラテイフォリア）		A
○八〇五・九〇	その他のもの		
	ライム（キトルス・アウラントイフォリア及びキトルス・ラテイフォリアを除く。）		
	その他のもの	一七%	B 15
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限り。）		
○八〇六・一〇	生鮮のもの	一七%	B 10
	毎年三月一日から同年一月三十一日までに輸入されるもの		
	毎年一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八%	B 7
○八〇六・二〇	乾燥したもの		A

○八・〇七	パイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）
○八〇七・一一	メロン（すいかを含む。）
○八〇七・一九	すいか
○八〇七・二〇	その他のもの
○八・〇八	パイヤ
○八〇八・一〇	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）
○八〇八・二〇	りんご
○八・〇九	なし及びマルメロ
○八〇九・一〇	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）
○八〇九・二〇	あんず
○八〇九・三〇	さくらんぼ
○八〇九・四〇	桃（ネクタリンを含む。）
○八・一〇	プラム及びスロー
○八一〇・一〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）
○八一〇・二〇	ストロベリー
○八一〇・三〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー
○八一〇・四〇	ブラックカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグーズベリー
○八一〇・五〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実
○八二〇・五〇	キウイフルーツ

六・四%	八・五%	四・八%	一七%	六%	六%	六%	六%	六%	六%
B 5	B 5	B 5	B 10	A	B 5	B 5	B 5	B 5	B 5
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

○八一〇・六〇	ドリアン
○八一〇・九〇	その他のもの
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びびごれんし
	その他のもの
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
○八一・一〇	ストロベリー
	砂糖を加えたもの
	その他のもの
○八一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワ イトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー
○八一・九〇	その他のもの
	砂糖を加えたもの
	パイナップル
	ベリー
	サワーチェリー
	桃及びびなし
	その他のもの
	パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペ ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリ

	七%	六・九%				九・六%		六%	
	B 7	B 10	A	X	A	B 10	B 7	B 5	A
									A

<p>モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツ シヨンフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>パイナップル</p>	<p>パイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、 サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツシヨンフ ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ ム</p>	<p>桃及びなし</p>	<p>その他のもの</p>	<p>一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫 酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では 食用に適しないものに限る。）</p>	<p>さくらんぼ</p>	<p>その他のもの</p>	<p>バナナ オレンジ</p>	<p>毎年六月一日から同年十一月三〇日までに輸入されるもの</p>	<p>六 %</p>	<p>一 二 %</p>	<p>B 10</p>	<p>B 10</p>	<p>X</p>	<p>七 %</p>	<p>一 二 %</p>	<p>B 10</p>	<p>B 7</p>	<p>A</p>	<p>一 七 %</p>	<p>一 六 %</p>	<p>R</p>	<p>B 15</p>	<p>B 15</p>
										<p>1</p>															

○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの	三二%	B	15
○八一三・一〇	あんず	九%	B	7
○八一三・二〇	プルーン	九%	A	
○八一三・三〇	りんご	九%	B	7
○八一三・四〇	その他の果実	九・六%	B	15
	その他のもの <p>毎年二月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>グレープフルーツ</p> <p>レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシマンドリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種</p> <p>その他のもの</p>	六%	B	10

<p>第九類 ○九・〇一</p>	<p>○八一四・〇〇</p>	<p>コーヒ、茶、マテ及び香料 コーヒ（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、 コーヒ豆の殻及び皮並びにコーヒを含有するコーヒ代用物（コーヒの含有量の いかんを問わない。） コーヒ（いつたものを除く。）</p>	<p>○八一三・五〇</p> <p>この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、 くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカ ダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの 乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） その他のもの</p> <p>かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し 又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの に限る。）</p>
	<p>六 %</p>	<p>A</p>	<p>九 %</p> <p>B A 7</p>

○九〇一・一一	カフェインを除いてないもの
○九〇一・一二	カフェインを除いたもの
○九〇一・二二	コーヒー(いったものに限り。)
○九〇一・二二	カフェインを除いてないもの
○九〇一・二二	カフェインを除いたもの
○九〇一・九〇	その他のもの
○九・〇二	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)
○九〇二・一〇	緑茶(発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)
○九〇二・二〇	その他の緑茶(発酵していないものに限り。)
	くず(飲用に適するものを除く。)
	その他のもの
○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限り。)
	紅茶
	その他のもの
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶
	くず(飲用に適するものを除く。)
	その他のもの
	紅茶

一一二

			一七%	一七%			
A	A	B 15	B 10	B 15	A	B 15	A R R A A
							1 1

○九〇三・〇〇	マテ	その他のもの	一七%	B 15
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び		六%	B 10
○九〇五・〇〇	こしょう属のペッパー			
○九・〇六	バニラ豆			
○九〇七・〇〇	けい皮及びシンナモンツリーの花			
○九・〇八	丁子（果実、花及び花梗 <small>こま</small> に限る。）			
○九・〇九	肉づく、肉づく花及びカルダモン類			
○九・一〇	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び			
○九一〇・一〇	ジュニパーベリー			
	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
	しょうが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの		九%	B 7
	その他のもの			
○九一〇・二〇	サフラン			
○九一〇・三〇	うこん			
○九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム			
○九一〇・五〇	カレー			
	その他の香辛料		三・六%	B 7

<p>〇九一〇・九一 〇九一〇・九九</p>	<p>この類の注1(b)の混合物 その他のもの</p>	<p>A A</p>
<p>第一〇類 一〇・〇一 一〇〇二・〇〇 一〇〇三・〇〇 一〇〇四・〇〇 一〇・〇五 一〇〇五・一〇 一〇〇五・九〇</p>	<p>穀物 小麦及びメスリン ライ麦 大麦及び裸麦 オート とうもろこし 播種用のもの その他のもの 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） その他のもの 飼料用のもの 注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの その他のもの 米 グレーンソルガム</p>	<p>A X A X A A A A X A X A X X R A</p>
<p>一〇〇七・〇〇</p>	<p>1</p>	<p></p>

<p>第一二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・三〇</p>	<p>一〇・〇八</p> <p>一〇〇八・一〇</p> <p>一〇〇八・二〇</p> <p>一〇〇八・三〇</p> <p>一〇〇八・九〇</p>
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン</p> <p>小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>米粉</p>	<p>そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物</p> <p>そば</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適する</p> <p>ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の穀物</p> <p>カナリーシード</p> <p>その他の穀物</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種^は用に適する</p> <p>ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>七・五%</p> <p>X X B</p> <p>10</p>	<p>九%</p> <p>A X A A A B A</p> <p>7</p>

一一〇二・九〇	その他のもの									
	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉									
	その他のもの									
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット									
	ひき割り穀物及び穀物のミール									
一一〇三・一一	小麦のもの									
一一〇三・一三	とうもろこしのもの									
一一〇三・一九	その他の穀物のもの									
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの									
	オートのもの									
	その他のもの									
一一〇三・二〇	ペレット									
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの									
	オートのもの									
	とうもろこしのもの									
	その他のもの									
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとうもろこし、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）									
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物									
		八・五%	一一・三%	六%		八・五%	六%		一一・三%	
		B	B	B	X	B	B	X	B	X
		10	10	10		10	10		10	

一〇四・一二	オートのもの								
一〇四・一九	その他の穀物のもの								
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの								
	とうもろこしのもの								
	その他のもの								
一〇四・二二	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）								
	オートのもの								
一〇四・二三	とうもろこしのもの								
	コーンフレークの製造に使用するもの								
	その他のもの								
一〇四・二九	その他の穀物のもの								
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの								
	その他のもの								
一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）								
一〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット								
一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール								
一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの								
一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの								

						一六・二%			
		二〇%	一七%		一八%	六%	二一・三%	八・五%	六%
X	B 15	X	B 10	X	B 10	B 10	B 10	X	B 10

<p>第一二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一〇二</p>	<p>一一〇六・三〇</p>
<p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割ってあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）</p>	<p>カツサバ芋のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>バナナのもの</p> <p>第八類の物品のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽（いってあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p>
<p>A</p>	<p>一一・三%</p> <p>B X A</p> <p>B 10 B 10</p>

一一二〇二・一〇〇	殻付きのもの 採油用のもの	A
一一二〇二・二〇〇	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。） 採油用のもの	X
一一二〇三・〇〇〇	注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。 その他のもの	A
一一二〇四・〇〇〇	コブラ	X
一一二〇四・〇〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一二〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一二〇六・〇〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一二〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）	A
一一二〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A
一一二〇九	播種用の種、果実及び孢子	A
一一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A
一一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A

一一・一一	<p>海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>			
一一二・一一〇	<p>ローカストビーン（種を含む。）</p>			
一一二二・二〇〇	<p>海藻その他の藻類</p>			
	<p>食用の海藻その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）</p>			
	<p>長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの</p>			
	<p>その他のもの</p>			
	<p>あまのり属のもの及びこれを交えたもの</p>			
	<p>その他のもの</p>			
	<p>ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）</p>			
	<p>その他のもの</p>			
	<p>その他のもの</p>			
	<p>ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの</p>			
	<p>ふのり属のもの</p>			
A	X R	X	X	A
	1			

<p>第一三類 一三・〇一 一三・〇二</p>	<p>一二二二・三〇 一二二二・九一 一二二二・九九 一二二三・〇〇 一二・一四</p>	<p>その他のもの その他のもの あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁 その他のもの てん菜 その他のもの こんにやく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） その他のもの 穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。） ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。） ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス</p>	<p>三・五% B5</p>	<p>A A A A X A A A</p>
---------------------------------	--	---	--------------------	------------------------

<p>第一四類 一四・〇一</p>	<p>一三〇二・一一 一三〇二・一二 一三〇二・一三 一三〇二・一四 一三〇二・一九 一三〇二・二〇 一三〇二・三一 一三〇二・三二 一三〇二・三九</p>	<p>生あへん 甘草のもの ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの 除虫菊エキス その他のもの その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p>	<p>一〇% 六%</p>	<p>A A R A A R B 7 A B 5 A A A</p>	<p>1 1</p>
-----------------------	--	---	-------------------	------------------------------------	------------

植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色

<p>第一五類</p> <p>一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）</p> <p>豚脂</p> <p>酸価が一・三を超えるもの</p>		A	
<p>一四〇二・〇〇</p>	<p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイー</p> <p>ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）</p>		A	
<p>一四〇三・〇〇</p>	<p>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアツサ</p> <p>バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</p>		A	
<p>一四〇一・九〇</p>	<p>植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>したものの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮）</p> <p>竹</p> <p>とう</p> <p>その他のもの</p> <p>いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エ</p> <p>クサルタトウス）</p> <p>その他のもの</p>	<p>八・五%</p>	A A	B 7

一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	六・四%	A	R
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		A	B 5
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	三・五%	B	B 5
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当核従量税率）		
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物		A	
	鯨油			
	その他のもの	三・五%	A	B 5
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		A	
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものと			

一五・〇七	一五・〇八	一五・〇九	一五〇・〇〇	一五・一一	一五・一二	一五二二・一一	一五二二・一九	一五二二・二二
-------	-------	-------	--------	-------	-------	---------	---------	---------

し、精製してあるかないかを問わない。）	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	粗油	その他のもの	綿実油及びその分別物	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの
---------------------	---	--	---	--	--	--	-------------------------	----	--------	------------	---------------------------	------------------------

A	R	R	A	A	A	R	R	B 5	六・四%	一三四
	1	1				1	1			

一五二二・二九	その他のもの									
	輸出入の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの									
	その他のもの									
一五・一三	やし（コブラ）油、パーム核油及びバス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）									
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）									
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）									
一五二五・一一	亜麻仁油及びその分別物									
一五二五・一九	粗油									
一五二五・二一	その他のもの									
一五二五・二九	とうもろこし油及びその分別物									
一五二五・三〇	粗油									
一五二五・三〇	その他のもの									
一五二五・四〇	ひまし油及びその分別物									
一五二五・五〇	桐油 ^{とうゆ} 及びその分別物									
一五二五・九〇	ごま油及びその分別物									
一五二五・九〇	その他のもの									
		R	A	A	R	R		R	A	R
		1			1	1		1		1

一五・一七	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	A	1
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。） マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	R X	1
一五・一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	P	3
一五・一七・九〇	その他のもの	R X	1
	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物	A	
	その他のもの		
	酸価が〇・六を超えるもの		
	米油及びその分別物		
	その他のもの		
	その他のもの		
	米油及びその分別物		
	その他のもの		
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）		
	離型油		
	その他のもの		
	六・四%		
	二・九%		
R B 5	B 5		
4			

<p>第一六類</p> <p>一六〇一・〇〇</p> <p>一六・〇二</p> <p>一六〇二・一〇</p> <p>一六〇二・二〇</p>	<p>一五二八・〇〇</p> <p>動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液</p> <p>植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性ろう</p> <p>一五二二・一〇</p> <p>一五二二・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>みつろう</p> <p>その他のもの</p> <p>一五二二・〇〇</p> <p>デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物</p>
<p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品</p> <p>ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品</p> <p>その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血</p> <p>均質調製品</p> <p>動物の肝臓のもの</p>	
<p>X</p> <p>R</p>	<p>A A R A A A</p>
<p>5</p>	<p>1</p>

一六〇二・三二	一六〇二・三九	一六〇二・四一
---------	---------	---------

牛又は豚のもの

その他のもの

第〇一・〇五項の家きんのもの

七面鳥のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

鶏（ガルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

X	六% B 5	X	A	R	X	A	A	X	A	R	X
				5						5	

一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの												
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）												
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）												
	その他のもの												
一六〇二・五〇	牛のもの												
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）												
	その他のもの												
	牛の臓器及び舌のもの												
	その他のもの												
	牛の肉及びびくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%												
	未滴のもの												
	その他のもの												
	調味した後乾燥したもの												
	その他のもの												
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）												
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）												
	その他のもの												
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの												
	その他のもの												
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース												
		R	X	A	X	R	X	X	A	X	A	X	
		5				5							

一六〇四・二〇	一六〇四・一九	一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	一六〇四・一二	一六〇四・一一	一六・〇四
その他のもの	その他のもの	うなぎ	その他のもの	かたくちいわし	さば	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	いなし	にしん
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	気密容器入りのもの以外のもの	その他のもの	その他のもの
その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
卵	卵	卵	卵	卵	卵	卵	卵	卵
にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの
七・二%	七・二%	七・二%	七・二%	七・二%	七・二%	七・二%	七・二%	六・四%
B 7	X	B 7	R	X	R	R	R	B 7
								X
			1		1	1	1	

一六〇四・三〇	にしん(クルペア属のもの)のもの 気密容器入りのもの その他のもの	九・六%	B 7	
一六〇四・三〇	その他のもの	一一%	B 7	
一六〇四・三〇	たたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの その他のもの	六・四%	B 5	1
一六〇四・三〇	その他のもの	七・二%	B 7	
一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	四・八%	B 5	
一六〇五・一〇	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。) かに			
一六〇五・一〇	気密容器入りのもの(くん製したものを除く。) その他のもの		R	1
一六〇五・一〇	米を含むもの その他のもの		X	
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し若しくは冷凍したもの その他のもの その他のもの	三・二%	A B 5	

米を含むもの	一六〇五・三〇
その他のもの	一六〇五・四〇
ロブスター	
その他の甲殻類	
えび	
その他のもの	一六〇五・九〇
その他のもの	
くん製したもの	
いか、帆立貝及び貝柱のもの	
その他のもの	
その他のもの	
いか及びくらげ	
いか	
くらげ	
なまこ及びうに	
その他のもの	
あわび及び帆立貝	
その他の軟体動物のもの	
気密容器入りのもの	
その他のもの	

				八%			六・四%	六・七%	七・二%			
A	R	R	R	B 7	X		B 5	B 5	B 7	R	R	A X
	1	1	1							1	1	

	その他のもの	七・二%	B7
<p>第一七類</p> <p>一七・〇一</p> <p>一七・〇二</p> <p>一七〇二・一一</p> <p>一七〇二・一九</p> <p>一七〇二・二〇</p> <p>一七〇二・三〇</p> <p>一七〇二・四〇</p> <p>一七〇二・五〇</p> <p>一七〇二・六〇</p> <p>一七〇二・九〇</p>	<p>糖類及び砂糖菓子</p> <p>甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）</p> <p>その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル</p> <p>乳糖及び乳糖水</p> <p>無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かえで糖及びかえで糖水</p> <p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）</p> <p>ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）</p> <p>果糖（化学的に純粋なものに限る。）</p> <p>その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）</p> <p>その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態におい</p>	<p>X</p> <p>A X</p> <p>X</p> <p>X A A</p>	

て全重量の五〇%含有するものを含む。)	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカaramel	ハイ・テスト・モラセス	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	その他のもの	香料料又は着色料を加えたもの	その他のもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	ソルボース	その他のもの	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	一七・〇三
			グリタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五ーリボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	飼料用のもの							糖みつ 甘しや糖みつ	一七〇三・一〇

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

X	三 % B 5	X	X	X	一 二 % B 10	X	三 % B 5	A
---	------------------	---	---	---	------------------------	---	------------------	---

<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八・〇三</p> <p>一八〇三・一〇</p> <p>一八〇三・二〇</p>	<p>一七〇三・九〇</p>
<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）</p> <p>脱脂してないもの</p> <p>完全に又は部分的に脱脂したもの</p>	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>
<p>P P A A</p>	<p>X A X X A</p> <p style="text-align: right;">三 %</p> <p style="text-align: right;">B 5</p>
<p>7 6</p>	<p>X</p>

一八〇四・〇〇	カカオ脂						
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						
一八・〇六	チヨコレートその他のココアを含有する調製食品						
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限り、砂糖を加えたもの）						
	その他のもの						
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）						
		R	X	R	X	X	
		1		1			
						P	X
						9	
						P	A
						8	

第一九類 一九・〇一	
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>詰物をしたもの 詰物をしたくないもの チョコレート菓子 その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>一八〇六・三二 一八〇六・三二一</p> <p>その他のもの チョコレート菓子 その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの</p> </div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">X R X X</div> <div style="width: 45%;">X P X X X</div> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">1</div> <div style="width: 45%;">10</div> </div>

(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

一九〇一・一〇

育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

一九〇一・二〇

第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状

二一・三%

X B X X

15

態において全重量の三〇%以上のものに限る。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

一九〇一・九〇

穀粉、ミール又はでん粉の調製食品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食品

砂糖を加えたもの

その他のもの

麦芽エキス

X

X

R

X

X

X

X

R

R

一九〇三・〇〇	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）							
一九〇四	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）							九・六％ B 7
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品							X
一九〇五・一〇	クリスプブレッド							四・五％ B 15
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品							九％ B 15
一九〇五・三一	スイートビスケット							
一九〇五・三二	スイートビスケット							X
一九〇五・四〇	ワッフル及びウエハー							X
	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品							四・五％ B 15
	その他のもの							X

第二〇類	一九〇五・九〇
野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	<p>その他のもの</p> <p>パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）</p> <p>聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクッキー</p> <p>主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクッキー</p> <p>主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のもの</p>
	<p>九%</p> <p>X B 15 X X X X X</p> <p>九%</p> <p>X B 15 X X X X X</p>

二〇・〇二	ヤングコーンコブ				九%	B	10
	その他のもの					R	
	しょうが						
	その他のもの						
二〇〇二・一〇	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）				七・六%	B	15
二〇〇二・九〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）						
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの				一三・四%	B	15
	その他のもの						
	トマトピューレー及びトマトペースト						
	その他のもの				七・六%	B	15
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）						
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）						
	砂糖を加えたもの						
	その他のもの						
	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限り。）						
	フレンチマッシュルーム				一三・六%	B	10

二〇〇三・二〇	その他のもの		A
二〇〇三・九〇	トリフ		A
二〇〇三・九〇	その他のもの		A
二〇〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）		
二〇〇四・一〇	ばれいしよ	八・五%	B 15
	単に加熱による調理をしたもの		
	その他のもの		
	マッシュポテト		
	その他のもの	一三・六%	B 10
	その他の野菜及び野菜を混合したもの		
	砂糖を加えたもの		
二〇〇四・九〇	スイートコーン		
	その他のもの	一〇・五%	B 7
	その他のもの	二三・八%	B 15
	アスパラガス及び豆		
	アスパラガス		
	豆	一七%	X B 15

二〇・〇五	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	たけのこ スイートコーン ヤングコーンコブ 気密容器入りのもの その他のもの	一三・六％ 七・五％	B B	10 7
二〇〇五・一〇	均質調製野菜	砂糖を加えたもの その他のもの	一六・八％ 九・六％	B B	15 10
二〇〇五・二〇	ばれいしょ	マッシュポテト及びポテトフレーク その他のもの	一三・六％	B	10
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム） 砂糖を加えたもの	気密容器入りのもの（容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの	九・六％ 九％	B B	10 7
				X	

二〇〇五・五九	二〇〇五・五一
---------	---------

<p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p>	<p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>さや付きのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p> <p>さやを除いた豆</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p>
---	---

九・六%				一四%		六・八%	九%	七・五%	九・六%
B 10	X	X	X	B 10		B 10	B 7	B 10	B 10

品名	品番	分類	税率	備考
その他のもの	二〇〇五・六〇	アスパラガス	九%	B 7
気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに 限る。）	二〇〇五・七〇	オリーブ	一六%	B 15
その他のもの	二〇〇五・八〇	スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）	一二%	B 10
砂糖を加えたもの				
その他のもの				
その他の野菜及び野菜を混合したもの	二〇〇五・九〇		一四・九%	B 10
砂糖を加えたもの			一〇%	B 7
豆（さや付きのものを除く。）				
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉 又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）			一四%	B 10
その他のもの				
その他のもの				
その他のもの				
たけのこ			一三・六%	B 10
ヤングコーンコブ				
気密容器入りのもの			九%	B 10

二〇〇七・一〇	砂糖を加えたもの	三四% B 15
二〇〇七	均質調製果実 を加えてあるかないかを問わない。 ナットのペースト（加熱調理をして得られたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてある かないかを問わない。） ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又は ナットのピューレー及び果実又はナットのペースト （加熱調理をして得られたものに限るものとし、 砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わ ない。）	一一・六% 九% B 10 B 15
二〇〇六・〇〇	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他 植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの 及びクリスタライズしたものに限る。） マロングラッセ その他のもの	九% 八% B 7 B 15
	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キ ログラム以下のものに限る。） にんにくの粉 その他のもの その他のもの にんにくの粉 その他のもの	九・六% 九・六% B 10 B 15
	豆（さや付きのものを除く。） サワークラウト その他のもの	九・六% B 10 X B 10
	その他のもの	一五% B 10

二〇〇七・九一	二〇〇七・九九
---------	---------

その他のもの	その他のもの
かんきつ類の果実	その他のもの
ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード	その他のもの
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの
その他のもの	その他のもの
フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの
砂糖を加えたもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
ジャム及びフルーツゼリー	その他のもの
砂糖を加えたもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
砂糖を加えたもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの
フルーツピューレー及びフルーツペースト	その他のもの
その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの

二二・三%	一六・八%	二二・三%	三四%	一六・八%	二二・三%
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15
二二・三%	三四%	一六・八%	二二・三%	一六・八%	二二・三%
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15
二二・三%	三四%	一六・八%	二二・三%	一六・八%	二二・三%
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15
二二・三%	三四%	一六・八%	二二・三%	一六・八%	二二・三%
B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15

二〇・〇八

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

二〇〇八・一一

落花生

ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの（混合したものを含む。）

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

カシューナット及びその他のいっただナット

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

		一〇・五%			一〇%		一二%
		B 10		X	B 7	X	B 10
		五・五%					
		B 7					
		一六・八%					
		B 15					
A							

二〇〇八・三〇	二〇〇八・二〇
二〇〇八・四〇	

パイナップル
 かんきつ類の果実
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 なし
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 気密容器入りのもの
 その他のもの
 その他のもの
 いったもの
 その他のもの
 ぎんなん
 ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット
 アイモンド(いったものに限る。)、マカダミアナット、ペカン(いったものに限る。)、及びカシニューナット

二二%	一五%	一七%	二一・三%	二三・八%	二九・八%		一二%	一二%	四%
B	B	B	B	B	B	X	B	B	B
15	10	15	15	15	15		10	10	7
							A	A	A

二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇
---------	---------	---------

桃 (ネクタリンを含む。 砂糖を加えたもの)	その他のもの パルプ状のもの その他のもの	さくらんぼ 砂糖を加えたもの その他のもの	あんず 砂糖を加えたもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの	その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの パルプ状のもの 気密容器入りのもの その他のもの	その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの
------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--	---	-------------------------------

六%	一二%	一五%	六%	一五%	五・四%	九%	七・五%	一二%	一五%	一〇・八%
B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7

二〇〇八・八〇

ストロベリー

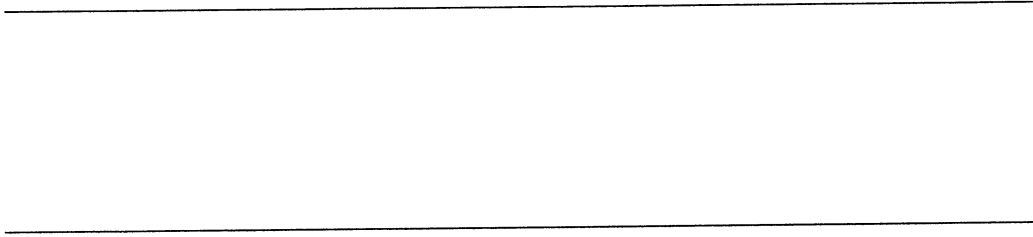
砂糖を加えたもの パルプ状のもの その他のも その他のも	その他のも 気密容器入りのもの その他のも 気密容器入りのもの	その他のも パルプ状のもの 気密容器入りのもの その他のも	その他のも 気密容器入りのもの その他のも 気密容器入りのもの	その他のも 容器とも一個の重量が二キログラム以上のも その他のも その他のも	その他のも 気密容器入りのもの その他のも	パルプ状のもの 気密容器入りのもの その他のも
---------------------------------------	--	--	--	---	-----------------------------	-------------------------------

一一%	一二%	九・六%	六・七%	一〇・七%	八・五%	一三・四%	八%	六・七%	二九・八%	二一・三%
B 7	B 15	B 7	B 5	B 10	B 10	B 10	B 7	B 5	B 15	B 15

二〇〇八・九二	二〇〇八・九一
---------	---------

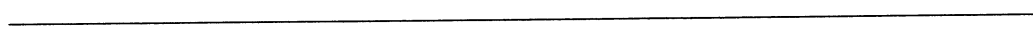
パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）
 パームハート
 混合したもの
 ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル
 砂糖を加えたもの
 その他のもの
 その他のもの
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 その他のもの
 パルプ状のもの
 その他のもの
 梅
 その他のもの
 砂糖を加えたもの
 パルプ状のもの

一 二 %	一 七 %	二 一 ・ 三 %	二 三 ・ 八 %	二 九 ・ 八 %	六 %	七 ・ 五 %	一 二 %	一 五 %
B 10	B 15	B 15	B 15	B 15	A B 5	B 10	B 10	B 10



バナナ及びアボカド	一〇・五%
その他のもの	二九・八%
その他のもの	
ベリー及びプルーン	五・五%
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五・五%
気密容器入りのもの	五・五%
その他のもの	五・五%
その他のもの	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	七%
その他のもの	一六・八%
パルプ状のもの	
バナナ、アボカド、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%
カムカム	
その他のもの	二一・三%
その他のもの	
プルーン、バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
さといも（冷凍したものに限る。）	一〇%
その他のもの	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、	

	一〇%																	
	B	A	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
	7		15	10	15	10	10	7	7	15	10	7	15	10	15	10	15	10



<p>爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに 限る。）及びカムカム</p>	<p>かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、 全形のもの及び断片状のものに限る。）</p>	<p>一一％ 一一％</p>	<p>A</p>
<p>二〇・〇九</p>	<p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加 えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） オレンジジュース</p>	<p>一一％ 一一％</p>	<p>B 10 B 15</p>
<p>二〇〇九・一一</p>	<p>冷凍したもの 砂糖を加えたもの しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のも の その他のもの</p>	<p>二五・五％ 二九・八％</p>	<p>B 15 B 15</p>
		<p>（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>	

二〇〇九・一九	二〇〇九・一二
---------	---------

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

二五・五%	二一・三%	二五・五%	二一・三%
B 15	B 15	B 15	B 15

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの の その他のもの	二五・五% B 15 二九・八% B 15 （その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）
その他のもの	二一・三% B 15
その他のもの	二五・五% B 15
グレープフルーツジュース	
ブリックス値が二〇以下のもの	
砂糖を加えたもの	
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの の	二三% B 15
その他のもの	二九・八% B 15 （その率が一

二〇〇九・二二

二〇〇九・二九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一九・一%	二五・五%	二九・八%	二九・八%
キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B 15	B 15	B 15	B 15

その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	その他のかんきつ類の果汁のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）	ブリックス値が二〇以下のもの	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のもの	二九・八%	B 15
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	レモンジュース						二三%	B 15
								（その率が一 キログラムに つき二二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	六% B 5

二〇〇九・三九

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

一二％

一九・一％

二五・五％

二三％

二九・八％

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

B
10

B
15

B
15

B
15

B
15

六％

一二％

一九・一％

B
5

B
10

B
15

二〇〇九・六九	二〇〇九・六一	二〇〇九・五〇	二〇〇九・四九	二〇〇九・四一
---------	---------	---------	---------	---------

その他のもの
その他のもの

その他のもの
 パイナップルジュース
 ブリックス値が二〇以下のもの
 その他のもの
 トマトジュース
 ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）
 ブリックス値が三〇以下のもの
 砂糖を加えたもの
 の
 しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの
 その他のもの

一九・一%	二九・八%	二五・五%				
B 15	B 15	B 15	X	X	X	B 15

砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	の	その他のもの	23% 29・8% （その率が1 キログラムに つき23円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B 15	B 15
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	その他のもの	りんごジュース	19・1% 25・5%	B 15	B 15
砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の10%以下のもの	の	その他のもの	23% 34%（その	B 15	B 15

二〇〇九・七一

二〇〇九・七九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

率が一キログラムにつき二	一九・一%	B	15
三円の従量税	二九・八%	B	15
率より低いと			
きは、当該従			
量税率)			
率が一キログラムにつき二	二二・三%	B	15
三円の従量税	三四% (その	B	15
率より低いと	率が一キログラムにつき二		
きは、当該従	三円の従量税		
量税率)	率より低いと		
	きは、当該従		
	量税率)		

二〇〇九・八〇

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

プルーンジュース

その他のもの

一九・一%	一九・四%	二九・八%	二九・八%	二九・八%	二九・八%	二九・八%	二九・八%
B 15	B 10	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15	B 15

二〇〇九・九〇

その他のもの

野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

混合ジュース

混合果汁

砂糖を加えたもの

の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの

その他のもの

その他のもの

二五・五％
B 15

八・一％
B 7

七・六％
B 7

七・二％
B 7

二三％
B 15

二九・八％
B 15

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

	<p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>	<p>一九・一% 二五・五% 八・一% 五・四%</p> <p>B 5 B 7 B 15 B 15</p>
<p>第二類 二一・〇一</p>	<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス及び濃縮物 砂糖を加えたもの その他のもの インスタントコーヒー その他のもの エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品 エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品</p>	<p>八・八% A B 7 X</p>
<p>二一〇一・一一</p>		

二一〇一・二一〇

砂糖を加えたもの	
その他のもの	
インスタントコーヒー	
その他のもの	
コーヒーをもととした調製品	
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	
茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
インスタントティー	
その他のもの	
茶又はマテをもととした調製品	
ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの	
その他のもの	
砂糖を加えたもの	

X	X								
		B	A		B	X	X	A	B
		7			10			7	7

二二〇一・三〇	その他のもの チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセ ンス及び濃縮物	一五%	B 10
二二・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きてい ないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキ ングパウダー	三%	B 5
二二〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）		R
二二〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限 る。）		A A
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー		A A
二二・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマ スタード		
二二〇三・一〇	醤油	六%	B 7
二二〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース		X
二二〇三・三〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
	小売用の容器入りにしたもの	七・ 五%	B 7
	その他のもの	九%	B 7
二二〇三・九〇	その他のもの ソース マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		R
			1
			1

二一・〇四	二一〇四・一〇	二一〇四・二〇	二一〇五・〇〇	二一・〇六	二一〇六・一〇
-------	---------	---------	---------	-------	---------

その他のもの

その他のもの

インスタントカレーその他のカレー調製品

その他のもの

グルタミン酸ソーダを主成分とするもの

その他のもの

スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食品

スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品

野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）

その他のもの

均質混合調製食品

アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）

調製食品（他の項に該当するものを除く。）

たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）
 その他のもの
 砂糖を加えたもの

X	X	R	B	B	B	B	B	B	B	B
			10	7	7	7	7	7	7	7

二一〇六・九〇

その他のもの

植物性たんぱく

その他のもの

その他のもの

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）

チューインガム

こんにやく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

一〇・六%

一五%

B 7

B 10

二九・八%

（その率が一

キログラムに

つき二三元の

従量税率より

X

R

X

X

X

B 15

その他のもの
 その他のもの
 砂糖を加えたもの
 おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料のもと
 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
 その他のもの
 ビタミンをもととした栄養補助食品
 その他のもの
 その他のもの
 調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）
 アルコールを含むし飲料のもと
 おたねにんじん又はそのエキスを含むもの
 その他のもの
 第〇四・一〇項の物品のもの
 その他のもの

		低いときは、 当該従量税 率)	
		一一・五%	二〇%
		X	X
		B 10	B 10
九%			
B 7			
	一〇%		
B 7			
	一二%		
B 10			
		X	
			A

<p>第二二類 二二一・〇一 二二一・〇二 二二〇二・一〇</p>	
<p>飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。） 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに</p>	<p>ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他のもの たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。） その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）その他の第一二二二・二〇号の物品のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス） その他のもの その他のもの</p>
	<p>二二・五%</p>
<p>A</p>	<p>X X R A B 10</p>
	<p>1</p>

二二〇二・九〇	限る。 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	九・六%	B 7	R	1
二二〇三・〇〇	ビール	九・六%	A	B 7	1
二二・〇四	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）				
二二〇四・一〇	スパークリングワイン		X		
二二〇四・二一	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの		X		
二二〇四・二九	ニリントル以下の容器入りにしたもの		X		
二二〇四・三〇	その他のもの				
	その他のぶどう搾汁				
	アルコール分が一%未満のもの				
	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの の その他のもの	二・三%	B 15	B 15	
		二九・八%	B 15		
		（その率が一			

		キログラムにつき二三元の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一九・一％ 二五・五％ 二九・八％ (その率が一)
二二一・〇五	その他のもの しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの その他のもの ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。) ニリットル以下の容器入りにしたもの その他のもの アルコール分が一％未満のもの その他のもの	A B 15 B 15
二二〇五・一〇	その他のもの アルコール分が一％未満のもの その他のもの	X B 15
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード)並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物(他の項に該当するものを除く。) アルコール分が一％未満のもの	X B 15

その他のもの	清酒及び濁酒	その他のもの	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	その他のもの	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの その他のもの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のかんを問わない。）	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）	アルコール分が九〇%以上のもの	工業用アルコールの製造の用に供するもの	キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	X	X	A	X	A

二二・〇七

二二〇七・一〇

その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	A
その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	X
その他のもの	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	X
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	X	
ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	A	
ウイスキー	A	
ラム及びタフィア	A	
ジン及びジュネヴァ	A	
ウオッカ	A	
リキュール及びコーディアル	A	
その他のもの	A	
エチルアルコール及び蒸留酒	A	
フルーツブランデー	A	
二二〇七・二〇		
二二一・〇八		
二二〇八・二〇		
二二〇八・三〇		
二二〇八・四〇		
二二〇八・五〇		
二二〇八・六〇		
二二〇八・七〇		
二二〇八・九〇		

その他のもの

エチルアルコール

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のアルコール飲料

合成清酒及び白酒

果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）

その他のもの

率） 当該従量税	低いときは、	従量税率より	つき二三円の	キログラムに	（その率が一	二九・八%	B 15	A	X	A	X	A	A
-------------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	---	---	---	---	---	---

二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八%	B7
<p>第二三類</p> <p>二三・〇一</p> <p>二三・〇二</p> <p>二三・〇三</p> <p>二三・〇四・〇〇</p> <p>二三・〇五・〇〇</p> <p>二三・〇六</p> <p>二三・〇七・〇〇</p> <p>二三・〇八・〇〇</p> <p>二三・〇九</p> <p>二三・〇九・一〇</p>	<p>食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料</p> <p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p> <p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）</p> <p>その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）</p> <p>ぶどう酒かす及びアーゴル</p> <p>飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）</p> <p>飼料用に供する種類の調製品</p> <p>犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）</p> <p>乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの</p>	<p>一キログラム</p> <p>A A A A A A A A A</p>	<p>B10</p>

につき、五九
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
六円を加えた
額

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重

A

A

二三〇九・九〇

量の一〇%以上のものを除く。
（
その他のもの

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）
その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの
ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの
その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、
キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファ緑

一キログラム
につき一八円
B A
10

一キログラム
につき、五二
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
五円三〇銭を
加えた額
B A
10

第二四類	
たばこ及び製造たばこ代用品	<p>葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル その他のもの</p> <p>気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに 限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入り にしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量 が全重量の三五%未満のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これら に類する形状のもの（しよ糖として計算した糖類の含有量が全重量の 五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、か つ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものと し、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミ ルの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）</p> <p>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの その他のもの</p> <p>その他のもの</p>
	<p>X X A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>

<p>二四・〇一 二四・〇二 二四・〇三 二四〇三・一〇 二四〇三・九一 二四〇三・九九</p>	<p>たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ 葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。） その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用物含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの シートたばこ その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの</p>		<p>X A A X X A</p>
<p>第二五類 二五〇一・〇〇</p>	<p>塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）</p>	<p>X</p>	

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	A
二五・〇四	天然黒鉛	A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	A A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	A
二五〇九・〇〇	白亜	A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	A
二五二二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A

二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアブラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、シングル及びプリント（熱処理してあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタルマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理してあるかないかを問わない。）	A
二五・一八	ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正	A

二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスチック（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポートルランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五二四・〇〇	石綿	A A A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びタルク	A
二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から	A

<p>二五・二九 二五・三〇</p>	<p>分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの 長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉍物(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>A A A</p>
<p>第二六類</p>	<p>鉍石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>
<p>第二七類 二七・〇一 二七・〇二 二七・〇三・〇〇 二七・〇四・〇〇 二七・〇五・〇〇 二七・〇六・〇〇 二七・〇七</p>	<p>鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。) 泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。) コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。) 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉍物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。) 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p>	<p>A A A A A A A</p>
<p>A A</p>		

二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタルその他の鉱物性タルから得たものに限る。）	A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）	A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油	
二七二〇・一一	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 軽質油及びその調製品 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。） 揮発油 低重合度の混合アルキレン 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。） その他のもの 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。） 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	A
	温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの	B 10
	一キロリットルにつき二、	

その他のもの

〇六九円

一キロリットルにつき二、

B
10

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三三六円

A

その他のもの

一キロリットルにつき一、

B
10

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

A

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

A

その他のもの

一キロリットルにつき五六

B
10

軽油

四円

<p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの</p>	<p>一キロリットルにつき一、二五七円 A B 10</p>
<p>その他のもの</p>	<p>A</p>
<p>石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）</p>	<p>A</p>
<p>灯油</p>	<p>A</p>
<p>低重合度の混合アルキレン その他のもの</p>	<p>A</p>
<p>ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。） その他のもの</p>	<p>A</p>
<p>政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの その他のもの</p>	<p>A B 10</p>
<p>軽油 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの</p>	<p>一キロリットルにつき五六四円 A</p>

二七〇・一九

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの
硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

一キロリットルにつき一、二五七円
B 10

一キロリットルにつき二、五九三円
A

一キロリットルにつき三、三〇六円
B 10

	<p>製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キロリットルにつき二、三七六円</p>	<p>B 10</p>
	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一キロリットルにつき三、二〇二円</p>	<p>B 10</p>
<p>二七一〇・九一</p>	<p>廃油</p> <p>ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>A A</p>
<p>二七一〇・九九</p>	<p>石油ガスその他のガス状炭化水素</p>		<p>A A A</p>
<p>二七・一一</p>	<p>石油ガス並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）</p>		<p>A A</p>
<p>二七・一三</p>	<p>石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物</p>		<p>A A</p>

二七・一四 二七一五・〇〇	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック 歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	A	A
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	A	
第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五	有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導体 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール メタノール（メチルアルコール） プロパン―ーオール（プロピルアルコール）及びプロパン―ーオール（イソプロピルアルコール）	A A A A A A	A A

二九〇五・一三
二九〇五・一四
二九〇五・一五
二九〇五・一六
二九〇五・一七
二九〇五・一九
二九〇五・二二
二九〇五・二九
二九〇五・三一
二九〇五・三二
二九〇五・三九
二九〇五・四一
二九〇五・四二
二九〇五・四三
二九〇五・四四

ブタンノールオール（ノルマルブチルアルコール）
 その他のブタンノール
 ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体
 オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体
 ドデカンノールオール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカンノールオール（セチルアルコール）及びオクタデカンノールオール（ステアリルアルコール）
 その他のもの
 不飽和一価アルコール
 非環式テルペンアルコール
 その他のもの
 二価アルコール
 エチレングリコール（エタンジオール）
 プロピレングリコール（プロパンノール・二ジオール）
 その他のもの
 その他の多価アルコール
 ニーエチルニール（ヒドロキシメチル）プロパンノール・三ジオール（トリメチロールプロパン）
 ペンタエリトリオール
 マンニトール
 D-グルシトール（ソルビトール）

X	A	A	A		A	A	A		A	A		A	A	A	A
---	---	---	---	--	---	---	---	--	---	---	--	---	---	---	---

二九〇五・四五	グリセリン			
二九〇五・四九	その他のもの			A A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体			
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)			A A
二九〇五・五九	その他のもの			
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体			
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
二九〇六・一一	メントール		八% (その率が一キログラムにつき二一三円四四銭の従量税率より低いときは、当該従量税率)	B 10
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール			A A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール			

二九〇六・一四	テルピネオール	A
二九〇六・一九	その他のもの	A
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体	A
二九〇六・二九	ベンジルアルコール	A
二九・〇七	その他のもの	A
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一・〇〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A

二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一三	酒石酸 酒石酸の塩及びエステル	A

二九一八・一四	くえん酸	
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル	X
	くえん酸カルシウム	X
	その他のもの	A
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一九	その他のもの	A
二九一八・二一	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二三	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二九	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・三〇	その他のもの	A
二九一八・九〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一九・〇〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
	誘導体	A

二九・二一	アミン官能化合物	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・一二	モノエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一三	ジエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一四	トリエタノールアミン及びその塩	A
二九二二・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩	A
	その他のもの	
二九二二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A
二九二二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩	A
二九二二・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	A
	その他のもの	
二九二二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩	A
	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩	A
二九二二・三九	その他のもの	
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びに	A

二九二二・四一	これらの塩 リジン及びそのエステル並びにこれらの塩 グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ その他のもの アントラニル酸及びその塩 チリジン（INN）及びその塩 その他のもの アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他の アミノ化合物 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノ リピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかない かを問わない。） カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 ニトリル官能化合物 ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体 その他の窒素官能基を有する化合物 有機硫黄化合物									
二九二二・四二										
二九二二・四三										
二九二二・四四										
二九二二・四九										
二九二二・五〇										
二九・二三										
二九・二四										
二九・二五										
二九・二六										
二九二七・〇〇										
二九二八・〇〇										
二九・二九										
二九・三〇										
		五・二%								
A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A
									5	

二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A A
二九三五・〇〇	スルホンアミド	A
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	A
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）	A
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	A
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粹なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	A

<p>二九・四一 二九四二・〇〇</p>	<p>く。 ） 抗生物質 その他の有機化合物</p>		<p>A A A</p>	
<p>第三〇類</p>	<p>医療用品</p>		<p>A</p>	
<p>第三二類</p>	<p>肥料 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ</p>		<p>A</p>	
<p>第三三類 三三・〇一</p>	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクユアスデイスチレート及びアクユアスソリューション 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） ベルガモットのもの オレンジのもの</p>		<p>A A</p>	

三三三〇一・一三	レモンのもの
三三三〇一・一四	ライムのもの
三三三〇一・一九	その他のもの
三三三〇一・二一	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）
三三三〇一・二二	ゼラニウムのもの
三三三〇一・二三	ジャスミンのもの
三三三〇一・二四	ラベンダー又はラバンジンのもの
三三三〇一・二五	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの
	その他のミントのもの
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超え
	るもの
	その他のもの
	その他のもの
三三三〇一・二六	ベチベルのもの
三三三〇一・二九	その他のもの
三三三〇一・三〇	レジノイド
三三三〇一・九〇	その他のもの
三三三・〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもとした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物

		五・四%
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	A	A
A	B	7
A	A	A
A	A	A
A	A	A

三三〇三・〇〇	質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）	A
三三三・〇四	香水類及びオーデコロン類	A
三三三・〇五	美容用、メーカーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	A
三三三・〇六	頭髪用の調製品	A
三三三・〇七	口腔衛生用の調製品（義歯定着用ペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A
第三四類	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	A
第三五類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A
三五・〇一 三五・〇二	たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>ミョウ</small> 膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナート	A

第三八類	第三七類	第三六類	三五・〇七	三五・〇六	三五・〇五	三五〇四・〇〇	三五〇三・〇〇	<p>その他のアルブミン誘導体</p> <p>ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシニンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）</p> <p>ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシニンググラス</p> <p>その他のもの</p> <p>ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）</p> <p>デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤</p> <p>調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）</p> <p>酵素及び他の項に該当しない調製した酵素</p>
各種の化学工業生産品	写真用又は映画用の材料	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料						
			A A	X	A	X A	A	

第三九類	三九・〇一 三九〇一・二〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 10
三九〇一・二〇	その他のもの 比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三％（その率が一キログラムにつき四円四八銭の	A	B 10

三九〇一・三〇	その他のもの	従量税率より	A
三九〇一・九〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体	高いときは、	A
三九〇二	その他のもの	当該従量税	A
三九〇二・一〇	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。） ポリプロピレン	率）	A
	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	従量税率より	
		一・三％（そ	B
		の率が一キロ	10
		グラムにつき	
		五円一二銭の	
		従量税率より	
		高いときは、	
		当該従量税	
		率）	
三九〇二・二〇	その他のもの ポリイソブチレン		A A

三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	A	B	10
三九〇二・九〇	その他のもの		A	A		
三九・〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。）					
	ポリスチレン					
三九〇三・一一	多泡性のも		A			
三九〇三・一九	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	一・三%	A	B	B	10
三九〇三・二〇	スチレン―アクリロニトリル（SAN）共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B	B	10
三九〇三・三〇	アクリロニトリル―ブタジエン―スチレン（ABS）共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A	B	B	10

三九〇三・九〇	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	○・六二%	A B 6 6
三九・〇四	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（二次製品に限る。）		
三九〇四・一〇	ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。） 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	○・七八%	A B 9 9
三九〇四・二二	その他のポリ（塩化ビニル） 可塑性してないもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの 可塑性したもの	○・七八%	A B 9 9
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体 その他の塩化ビニルの共重合体	○・七八%	A A A B 6 6 6 6
三九〇四・四〇			

三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B	6
三九〇四・六一	ふっ素系重合体 ポリテトラフルオロエチレン		A	A	A
三九〇四・六九	その他のもの		A	A	A
三九〇四・九〇	その他のもの		A	A	A
三九〇五	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（二次製品に限る。）		A		
三九〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A		
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル） 塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六八%	A	B	6
三九〇六・九〇	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A	B	6
三九・〇七	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド				

三九・〇八	樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	A
三九・〇九	ポリアミド（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A
三九・一一	シリコーン（一次製品に限る。）	A
三九・一二	石油樹脂、クマロンーインデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一五	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一六	プラスチックのくず	A
三九・一七	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一八	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール	A

<p>第四〇類</p>	<p>三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六</p>	<p>状又はタイル状のものに限る。)並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。) プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。) その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品</p>	<p>A A A A A A A A A A A</p>	<p></p>
-------------	--	--	------------------------------	---------

第四一類	
四一・〇一	<p>原皮（毛皮を除く。）及び革</p> <p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>
四一〇一・五〇	<p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>
四一〇一・九〇	<p>その他のもの（バット、ベンズ及びベリールを含む。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>
四一・〇二	<p>羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理を</p>

一一％
B A
10

一一％
B A
10

一一％
B A
10

四一・〇三	したもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかいないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。	A
四一〇三・一〇	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかいないか又はスプリットしてあるかいないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A
四一〇三・二〇	やぎのもの	A
四一〇三・三〇	爬虫類のもの	A
	豚のもの	A
	なめし過程にないもの	A
四一〇三・九〇	その他のもの	A
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかいないかを問わない。）	B 7
	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	B 7
四一〇四・一一	フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット	A
	クロムなめしのもの	A
	その他のもの	B 10

四一〇四・一九

その他のもの

クロムなめしのもの

その他のもの

乾燥状態（クラスト）のもの

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット

なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてな

いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

その他のもの

染色したもの

染色したのもの（全形の牛皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル

以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

なめしたのもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてな

いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

一一二%

B 10

A

一一二%

B 10

A

一一三・三%

B 10

一一六%

B 10

一一二%

B 10

一一二%

B 10

A

四一〇四・四一

四一〇四・四九

四一・〇五	その他のもの 染色したもの その他のもの	一六% B 10
四一〇五・一〇 四一〇五・三〇	羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの 染色したもの その他のもの	一六% A B 10
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。） やぎのもの 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 乾燥状態（クラスト）のもの 染色したもの その他のもの	一六% A B 10
四一〇六・三二	豚のもの 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	一・二% B 7

四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの 染色したもの その他のもの	一・六% B 7
四一〇六・四〇	爬虫類のもの 植物性前なめしをしたもの その他のもの 染色したもの わに又はとかげのもの その他のもの その他のもの	一・二% B 7 二% B 7
四一〇六・九一	その他のもの 湿润状態（ウエットブルーを含む。）のもの	A
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの 染色したもの その他のもの	一・二% B 7
四一〇七・一一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 全形の革 フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）	A

四一〇七・一九	四一〇七・一二
---------	---------

パーチメント仕上げをしたもの
 その他のもの
 染色色し又は模様付けしたもの
 染色色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）
 その他のもの
 その他のもの
 グレーンスプリット
 パーチメント仕上げをしたもの
 その他のもの
 染色色し又は模様付けしたもの
 染色色したものの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）
 その他のもの
 その他のもの
 パーチメント仕上げをしたもの
 その他のもの
 染色色し又は模様付けしたもの
 その他のもの

一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
10	10	7	10	10	10	7	10	10	10	7	7

四一〇七・九一	四一〇七・九二	四一〇七・九九
---------	---------	---------

その他のもの（サイドを含む。）

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）

パーチメント仕上げをしたもの

その他のもの

染色し又は模様付けしたもの

染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーチメント仕上げをしたもの

その他のもの

染色し又は模様付けしたもの

染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

パーチメント仕上げをしたもの

その他のもの

染色し又は模様付けしたもの

その他のもの

一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%	一・二%
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
10	10	7	10	10	10	7	10	10	10	7	10

四一・二・〇〇	<p>羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B 7
四一・一三	<p>その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）</p> <p>やぎのもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一六%	A B 10
四一・一三・一〇	<p>豚のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B 7
四一・一三・二〇	<p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・六%	B 7
	<p>その他のもの</p> <p>染色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B 7

四一・一三・三〇	<p>爬虫類のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>わに革及びとかげ革</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B 7
四一・一三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>染色色し又は模様付けしたもの</p> <p>その他のもの</p>	一・二%	B 7
四一・一四	<p>シヤモア革（コンビネーションシヤモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー</p>		X
四一・一五	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	一・二%	B 7
四一・一五・一〇	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</p>	一・二%	B 7
四一・一五・二〇	<p>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革</p>	一・二%	B 7

	の粉	〇・六%	B 7
第四二類	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p>		
四二〇一・〇〇	<p>動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p>		
四二・〇二	<p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p>	一・〇六%	B 7
四二〇二・一一	<p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が</p>		

四二〇二・一二	<p>一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p>	一二・八%	B7
四二〇二・一九	<p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの</p> <p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	〇・八二%	B7
四二〇二・二二	<p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	六・四%	B7
	<p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	一一・二%	B7
	<p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	一二・八%	B7

四二〇二・二二	その他のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの その他のもの	八%	B 7
四二〇二・二九	その他のもの ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品	一二・八%	B 7
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	六・四%	B 7
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ んご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	六・四%	B 7
四二〇二・三九	その他のもの その他のもの	一二・八%	B 7
	その他のもの	六・四%	B 7
	その他のもの	〇・八二%	B 7

四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八%	B7
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	六・四%	B7
四二〇二・九九	その他のもの		
	木製のもの	〇・五四%	B7
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	〇・六八%	B7
	その他のもの	〇・九二%	B7
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したものと及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7
	その他のもの		
	手袋、ミトン及びミット	一〇%	B7
	特に運動用に製造したもの		
四二〇三・二二	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B7
	その他のもの		
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの		X

四二〇三・三〇	<p>革製のもの コンポジションレザー製のもの その他のもの</p> <p>ベルト及び負い革</p> <p>毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの</p>	一四% 一六%	B7 X B7
四二〇三・四〇	<p>その他の衣類附属品</p> <p>毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの</p>	一六%	X B7
四二〇四・〇〇	<p>機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p>ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー その他のもの</p>	一〇% 一六% 三・六%	B7 B7 B7
四二〇五・〇〇 四二・〇六	<p>その他の革製品及びコンポジションレザー製品</p> <p>腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍^{ヒダ}の製品</p>	〇・六六% 六%	B7 B7
第四三類 四三・〇一	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品</p> <p>原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p>		A

<p>四三・〇二 四三・〇三 四三〇四・〇〇</p>	<p>なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。） 衣類、衣類附属品その他の毛皮製品 人造毛皮及びその製品</p>	<p>A X X</p>
<p>第四四類 四四・〇一 四四〇二・〇〇 四四・〇三 四四・〇四</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの 木毛及び木粉 木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル</p>	<p>A A A A A A</p>
<p>四四・〇七</p>	<p></p>	<p></p>

四四・〇八	を超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・〇九	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	A
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエフェアード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	A
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	A
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	A
四四・一三 四四・一四	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。） 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	R R
		1 1

四四・一九	その他のもの	R
四四・二二	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）	A
四四・二三	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	A
四四・二九	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	A
四四・二九	その他のもの	A
四四・九二	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	A
四四・九三	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	A
四四・九九	その他のもの	A
四四・一〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）	A
四四・一〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	A
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパ レット枠	A
四四・一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びお け材を含む。）	A
四四・一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	A
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ けら板を含む。）	A
四四・一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品	A

<p>四四・二〇 四四・二二</p>	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 その他の木製品</p>		<p>A A</p>
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>		<p>A</p>
<p>第四六類 四六・〇一 四六〇一・二〇 四六〇一・九二</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キユペルス・テゲタイプオルミス）製のもの その他のもの その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>六%</p>	<p>A A A B 5</p>

<p>四六〇一・九九 四六・〇二</p>	<p>その他のもの いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの その他のもの</p> <p>その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限り。）及びへちま製品</p>	<p>六%</p>	<p>A A A B5</p>
<p>第四七類</p>	<p>木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙</p>		<p>A</p>
<p>第四八類</p>	<p>紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p>		<p>A</p>
<p>第四九類</p>	<p>印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案</p>		<p>A</p>
<p>第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇</p>	<p>絹及び絹織物 繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの</p>		<p>X A X</p>

五〇・〇三 五〇〇四・〇〇 五〇〇五・〇〇 五〇〇六・〇〇 五〇・〇七	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物	A	A	A	A	A	A	A	A	A
第五一類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	A								
第五二類	綿及び綿織物	A								
第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物	A								
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物	A								
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物	A								
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ	A								
五六・〇一		A								

五六・〇二	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	A
五六・〇三	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）	A
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限り。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）	A
五六〇四・一〇	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限り。）	A
五六〇四・二〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限り。）	A
五六〇四・九〇	その他のもの	A
	ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	A
	その他のもの	A
	綿製のもの	A
	その他のもの	B7

○・三八％
（その率が一
キログラムに
つき二円六〇
銭の従量税率
より低いとき
は、当該従量
税率）
○・七％
B7

第五九類	第五八類	第五七類	五六〇九・〇〇	五六・〇八	五六・〇七	五六〇六・〇〇	五六〇五・〇〇	
<p>製品</p> <p>染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維</p>	<p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布</p>	<p>じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物</p>	<p>糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>ので、紡織用繊維製のものに限る。）</p> <p>結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもの</p>	<p>せ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）</p> <p>ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、</p>	<p>む。）及びブルーウェールヤーン</p> <p>用したジンプヤーンを除く。）、シエニールヤーン（フロックシエニールヤーンを含む。）</p>	<p>属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）</p> <p>品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）</p>	<p>金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したものと及び金属</p>
A	A	A	A	A	A	A	A	

第六〇類	メリヤス編物及びクロセ編物		A	
第六一類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		A	
第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）		A	
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		A	
第六四類 六四・〇一 六四〇一・一〇 六四〇一・九二	<p>履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品</p> <p>防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）</p> <p>履物（保護用の金属製トーチャンプを有するものに限る。）</p> <p>スキー靴</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の履物</p> <p>ひざを覆うもの</p> <p>くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）</p> <p>スキー靴</p>	<p>六・七%</p> <p>六・七%</p>	<p>X</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>X</p>	

六四〇一・九九	その他のもの
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴 スノーボードブーツ
六四〇二・一九	その他のもの
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーチヤップを有するものに限る。） その他の履物
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇二・九九	その他のもの
六四・〇三	短靴 その他のもの
	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ
六四〇三・一九	その他のもの

		六・七%	六・七%	六・七%	六・七%	八%	八%	八%	六・七%	六・七%
X	X	X	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7

六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）		
	室内用履物	二二・六%	B 10
	その他のもの	二四%	B 10
六四〇三・三〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トキヤップを有するものを除く。）		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	二二・六%	B 10
	その他のもの		
	スリッパ		X
	その他のもの	二四%	B 10
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。）		
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	二二・六%	B 10
	その他のもの	二四%	B 10
六四〇三・五一	その他の履物（本底が革製のものに限る。）		
	くるぶしを覆うもの		
	室内用履物	二四%	B 10
	その他のもの		
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物		X
	その他のもの	二二・六%	B 10

六四〇三・五九	その他のもの	スリッパその他の室内用履物	スリッパ	その他のもの	その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	その他の履物	くるぶしを覆うもの	六四〇三・九一	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	その他のもの	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	その他のもの	本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	その他のもの	二一・六%	B 10	X	二四%	B 10	X	二一・六%	B 10	X	二一・六%	B 10	X	二四%	B 10	X
---------	--------	---------------	------	--------	--------	---------------------------	--------	--------	-----------	---------	-----------------------------------	---------------------------	--------	--------	---------------------------	--------	--------	---	---------------------------	--------	-------	---------	---	-----	---------	---	-------	---------	---	-------	---------	---	-----	---------	---

六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）	二四%	B	X
六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B	
六四〇四・一九	その他のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） その他のもの	二四%	B	X
六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの	六・七% 八%	B B	B B
		二四%	X	B
			B	10
			B	7
			B	7
			B	10
			B	7
			B	10

<p>本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）</p>	<p>キャンパスシューズ</p>	<p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>その他の履物</p>	<p>六四・〇五 六四〇五・一〇</p>
<p>甲が革製又はコンポジションレザー製のもの</p>	<p>本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）</p>	<p>その他のもの</p>	<p>甲が紡織用繊維製のもの</p>	<p>六四〇五・二〇</p>			
<p>一七・三%</p>	<p>X B 10</p>	<p>二四%</p>	<p>X B 10</p>	<p>六・七%</p>	<p>B 10</p>	<p>二四%</p>	<p>X B 10</p>	<p>八%</p>	<p>A A B 7</p>

六四〇六・二〇	<p>本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）</p>	<p>三・四% B 10</p>
六四〇六・一〇	<p>甲及びその部分品（しんを除く。）</p> <p>革製のもの及び毛皮を使用したもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>三・四% B 7 X</p>
六四・〇六	<p>履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品</p> <p>甲及びその部分品（しんを除く。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>八% A B 7 X</p>
六四〇五・九〇	<p>その他のもの</p> <p>本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの</p> <p>甲に毛皮を使用したもの</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>本底が革製のもの</p> <p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>二四% B 10 X B 10</p>

第七〇類 七〇〇一・〇〇	第六九類	第六八類	第六七類	第六六類	第六五類	六四〇六・九九	六四〇六・九一
ガラス及びその製品 ガラスのくず及び塊	陶磁製品	石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	帽子及びその部分品	その他の材料製のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	その他のもの 木製のもの 毛皮を使用したもの その他のもの
						三・四% B X	三・四% B X
A	A	A	A	A	A	B 10	B 7

七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロファイアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）	A
七〇・〇三	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）	A
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	A
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス	A
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）	A
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するので取付具を有しないものに限る。）	A
七〇一二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A

七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）	A
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	A
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	A
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス	A
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A

七〇一八・一〇 七〇一八・二〇 七〇一八・九〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨 ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。） その他のもの 貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの その他のもの	A A 六・六% A B 7
七〇・一九 七〇二〇・〇〇	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物） その他のガラス製品	A A
第七一類 七一・〇一 七一・〇二 七一・〇三	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。） ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。） 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）	A A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを	A

七二・〇五	問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。)	A
七二・〇六	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉銀(金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
七二〇七・〇〇	銀を張った卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
七二・〇八	金(白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
七二〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
七二・一〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)	A
七二一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	A
七二・一二	金属のくず(貴金属又は貴金属を張ったものに限る。)及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず(貴金属又はその化合物を含有するものに限る。)	A
七二・一三	身辺用細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。)	A
七二一三・一一	貴金属製のもの(貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。)	A
七二一三・一九	銀製のもの(その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。)	A
	その他の貴金属製のもの(貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。)	B 5

二・〇八%

第七六類	第七五類	第七四類	第七三類	第七二類	七一・一八	七一・一七	七一・一六	七一・一五	七一・一四	七一・一三・二〇
アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品	銅及びその製品	鉄鋼製品	鉄鋼	貨幣	身辺用模造細貨類	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）	貴金属を張った卑金属製のもの 白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。） その他のもの
										二・〇八％ 二・一六％ 二・一六％
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B 5 B 5 B 5

第七八類	鉛及びその製品							A
第七九類	亜鉛及びその製品							A
第八〇類	すず及びその製品							A
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品							A
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品							A
第八三類	各種の卑金属製品							A
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品							A
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品							A
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）							A

第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品					A
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品					A
第八九類	船舶及び浮き構造物					A
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品					A
第九一類	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） その他の時計（携帯用時計を除く。） 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又					A A A A A
九一・〇一						
九一・〇二						
九一・〇三						
九一・〇四・〇〇						
九一・〇五						
九一・〇六						

九一〇七・〇〇	は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー)																			
九一〇八	タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。)																			
九一〇九	ウォッチムーブメント(完成品に限る。)																			
九一・一〇	その他の時計用ムーブメント(完成品に限る。)																			
九一・一一	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット)、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント																			
九一・一二	携帯用時計のケース及びその部分品																			
九一・一三	時計(携帯用時計を除く。)のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品																			
九一・一三・一〇	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品																			
九一・一三・二〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの																			
九一・一三・九〇	卑金属製のもの(金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。)																			
	その他のもの																			
	革製又はコンポジションレザー製のもの																			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの																			
	その他のもの																			
	その他のもの																			
	二種類以上の材料(組立て用のみに供する材料(例えば、ひも)を考慮しない																			
		一六%	一〇%																	
		B 7	B 7																	

九一・一四	<p>い。から成るもの その他のもの その他の時計の部分品</p>		二% A A B 7
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品		A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		A
第九五類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A
第九六類 九六・〇一 九六〇二・〇〇	<p>雑品 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これ</p>		A

九六・〇三	らの材料から製造したものに限り。)、成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限り。)、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限り)とし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。)及び硬化させてないゼラチンの製品	A
九六〇四・〇〇	ほうき、ブラシ(機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。)、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー(ローラースクイージーを除く。)	A A
九六〇五・〇〇	手ふるい	A
九六・〇六	トラベルセット(化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限り。)	B 7
九六・〇七	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)	A A
九六・〇八	並びにボタンのブランク スライドファスナー及びその部分品 ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆	A
九六・〇九	その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。)	A
	鉛筆(第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラーラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	A

五・二八%

九六一〇・〇〇	石盤、黑板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	A
九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができ状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	A
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	A
九六・一四	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	A

九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの		A	
第九七類	美術品、収集品及びこつとう		A	

(マレーシアの表は省略)